

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会
社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変
更の認可(広帯域伝送サービスに係る改定)について
(諮問第3122号)

<目次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	4

別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)

別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮 問 第 3 1 2 2 号
令 和 元 年 9 月 2 7 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和元年9月20日付け東相制第19-00058号及び西設相制第9号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

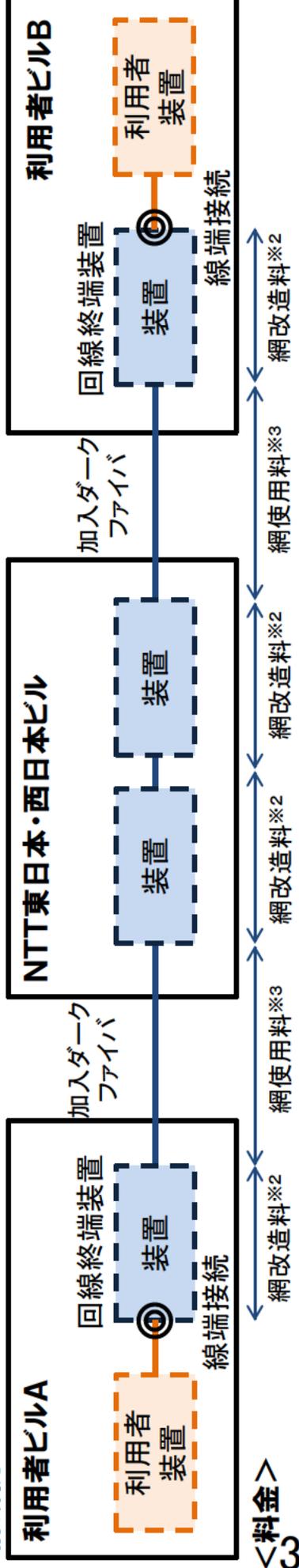
以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更の認可申請に関する説明
(広帯域伝送サービスに係る改定)**

広帯域伝送サービスに係る改定について

NTT東日本・西日本において、利用者のデータセンター間等をつなぐサービス※を新たに開始するに当たり、接続約款を変更するもの。

<構成例※1>



<料金>

※1 NTT東日本・西日本と利用者との接続箇所は、両者のビル内を想定。

※2 光回線設備に係る拠点間通信機能【新設の網改造料】

※3 端末回線伝送機能第6欄ア欄(光信号端末回線・シングルスター方式)【既存の網使用料】

接続約款規定箇所	概要
第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)第1項	端末回線線端で接続する場合、契約約款の料金を準用しているが、装置部分は網改造料として設定していることから、契約約款の料金準用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網使用料 1適 用 第8欄	回線終端装置(端末回線の終端にNTT東日本・西日本が設置する装置)を利用する場合、端末回線伝送機能の料金額に回線終端装置の部分の料金額を加えた額を適用しているが、回線終端装置部分は網改造料として設定していることから、適用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1適 用 第6欄【新設】	伝送装置等の網改造料について、光信号端末回線に係る料金と組み合わせさせて適用。(利用区間により、光信号中継回線も組み合わせさせて適用する場合あり。)
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能(東)第69欄(西)第68欄【新設】	2拠点間に構築・設置する伝送装置等について、新たに網改造料(光回線設備に係る拠点間通信機能)として設定。

※ 光回線設備を用いて、拠点間で広帯域(100G等)通信を行うもの

審査結果

(広帯域伝送サービスに係る改定について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ）	—	変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）	—	変更事項なし
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。（審査基準第 15 条(3)）	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第 15 条(4)）	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第19-00058号
2019年9月20日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくろ

代表取締役社長 井上 福

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(68)	(略)	(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(68)	(略)	(略)
(69) 光回線設備に依る拠点間通信機能	光回線設備に依る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。



接続約款変更認可申請書

西設相制第 9 号
2019 年 9 月 20 日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(67) (略)	(略)	(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。